

様式第 1 号

年 月 日

千葉県どこでもこどもカフェ事業補助金交付申請書

(あて先) 千葉市長

住 所

団体名

代表者職氏名 (※)

(※代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。)

年度千葉県どこでもこどもカフェ事業補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金等交付規則第 3 条の規定により次のとおり申請します。

補助金の目的及び内容	
交付を受けようとする補助金の額	
交付を受けたい時期	
添付書類	1 事業計画書 (様式第 1 号の 2) 2 収支予算書 (様式第 1 号の 3) 3 定款又は規約等 4 役員名簿 5 その他市長が必要と認めるもの

事業計画書

団体名 _____

(概要)

名 称			
開催場所			
開催日時 (曜日・時間等)			
年間開催日数	日	定 員	人

(活動内容)

第1 四半期 (4～6月)	
第2 四半期 (7～9月)	
第3 四半期 (10～12月)	
第4 四半期 (1～3月)	

(スタッフ名簿)

年 月 日現在

氏 名	経歴・資格等

収支予算書

団体名 _____

(収入)

費目	金額 (単位：円)	内訳
合計		

(支出)

費目	金額 (単位：円)	内訳
合計		

住 所
団体名
代表者職氏名 様

千葉市どこでもこどもカフェ事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市どこでもこどもカフェ事業補助金の交付について、次のとおり決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

1 補助金の交付決定額 円

2 交付条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、事業計画の変更に伴う経費の配分の変更額が交付決定額の3分の1に満たないものについてはこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 千葉市補助金等交付規則、千葉市どこでもこどもカフェ事業実施要綱及び千葉市どこでもこどもカフェ事業補助金交付要綱を遵守すること。

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉県どこでもこどもカフェ事業変更（中止・廃止）承認申請書

（あて先）千葉市長

住 所

団体名

代表者職氏名 (※)

(※代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。)

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定があった千葉市どこでもこどもカフェ事業補助金に係る事業について、事業計画の変更（中止・廃止）をしたので、千葉市どこでもこどもカフェ事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

3 添付書類

- (1) 変更計画に係る収支予算書
- (2) その他市長が必要と認めるもの

住 所
団体名
代表者職氏名 様

千葉市どこでもこどもカフェ事業変更（中止・廃止）承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市どこでもこどもカフェ事業変更（中止・廃止）について、次のとおり決定したので、千葉市どこでもこどもカフェ事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

1 承認（不承認）事項

（審査請求等について）

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉県どこでもこどもカフェ事業実績報告書

(あて先) 千葉市長

住 所

団体名

代表者職氏名 (※)

(※代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。)

年 月 日付けで千葉市指令 第 号により補助金の交付決定があった千葉県どこでもこどもカフェ事業補助金に係る事業が終了しましたので、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

1 補助事業の着手年月日 年 月 日
及び完了年月日 年 月 日

2 補助金の交付決定額 円

3 補助事業の経費精算額 円

4 添付書類

- (1) 事業報告書 (様式第5号の2)
- (2) 収支決算書 (様式第5号の3)
- (3) その他市長が必要と認めるもの

事業報告書

団体名 _____

(概要)

名 称	
開催場所	

(活動実績)

項 目	平 日	土曜日等	計
延べ開催日数	日	日	日
延べ開催時間	時間 分	時間 分	時間 分
延べ参加者数 (こども)	人	人	人
延べスタッフ数	人	人	人

※土曜日等は、日曜日、祝日、学校休業期間を含む。

(活動内容)

四半期	月	開催日	活動内容
第1 四半期 (4～6月)	4月		
	5月		
	6月		
第2 四半期 (7～9月)	7月		
	8月		
	9月		

第3四半期 (10~12月)	10月		
	11月		
	12月		
第4四半期 (1~3月)	1月		
	2月		
	3月		

(その他の報告事項)

--

収支決算書

団体名 _____

(収入)

費 目	金額 (単位：円)	内 訳
合 計		

(支出)

費 目	金額 (単位：円)	内 訳
合 計		

差引残額 _____ 円

住 所
団体名
代表者職氏名 様

千葉市どこでもこどもカフェ事業補助金額確定通知書

年 月 日付け千葉市どこでもこどもカフェ事業実績報告書により、 年度
千葉市どこでもこどもカフェ事業補助金に係る補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助
金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

- | | |
|--------------|---|
| 1 補助金の交付決定額 | 円 |
| 2 補助事業の経費精算額 | 円 |
| 3 補助金の確定額 | 円 |

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉県どこでもこどもカフェ事業補助金交付請求書

(あて先) 千葉市長

住 所

団体名

代表者職氏名 (※)

(※代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。)

年 月 日付け千葉市達 第 号千葉県どこでもこどもカフェ事業補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉県補助金等交付規則第16条第1項の規定により請求します。

1 補助金交付請求額 円

2 添付書類

- (1) 千葉県どこでもこどもカフェ事業補助金額確定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認めるもの

年 月 日

千葉県どこでもこどもカフェ事業補助金一括（分割）事前交付請求書

（あて先）千葉市長

住 所

団体名

代表者職氏名 (※)

(※代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。)

年 月 日付け千葉市指令 第 号千葉県どこでもこどもカフェ事業補助金交付決定通知書により決定があった補助金の交付について、千葉県補助金等交付規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により請求します。

1 補助金の交付決定額 円

2 補助金の既交付額 円

3 今回の交付請求額 円

4 添付書類

- (1) 千葉県どこでもこどもカフェ事業補助金交付決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認めるもの

住 所
団体名
代表者職氏名 様

千葉市どこでもこどもカフェ事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した千葉市どこでもこども
カフェ事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規
則第17条第3項において準用する第6条の規定により次のとおり通知します。

年 月 日

千葉市長

- | | |
|-------------|---|
| 1 補助金の交付決定額 | 円 |
| 2 取消額 | 円 |
| 3 取消後の交付決定額 | 円 |
| 4 取消の理由 | |

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

住 所
団体名
代表者職氏名 様

千葉市どこでもこどもカフェ事業補助金返還命令書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により交付決定した千葉市どこでもこどもカフェ事業補助金について、千葉市補助金等交付規則第18条第1項（第2項）の規定により、次のとおり補助金の返還を命じます。

年 月 日

千葉市長

- | | |
|-------------|-------|
| 1 補助金の交付決定額 | 円 |
| 2 補助金の既交付額 | 円 |
| 3 補助金の交付確定額 | 円 |
| 4 返還すべき金額 | 円 |
| 5 返還期限 | 年 月 日 |
| 6 返還を命ずる理由 | |
| 7 返還方法 | |

(審査請求等について)

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。